

原著論文

徳島県内在住外国人に対する支援の現状と課題

—生活実態個別聴き取り調査をもとに—

岡 里美*・鈴木 尚子**

How to Support Foreign Residents in Tokushima: A Study through the Individual Survey of
Foreign Residents on their Daily Lives

Satomi OKA & Naoko SUZUKI

要 旨

近年の在住外国人増加に伴い、徳島県では彼らを住民として認める視点が重視され、県及び各市町村レベルの国際交流協会やNPO・NGO等の団体による日本語習得支援、生活支援、防災に関する知識普及等、多様な活動が推進されてきた。本稿は、異なる経歴を持つ徳島県在住の8人の外国出身の居住者に対して2016年に実施した個別の聴き取り調査(2019年に一部アップデート)をもとに、現状における外国人支援の問題点と課題を明らかにすることを目的とするものである。調査の結果、①外国人が必要とする支援内容は多岐にわたるが、現状の日本人による外国人支援の内容は、彼らの実情に沿うものではないため、彼らは独自の限られたネットワークのみで諸問題を解決しようとする傾向にあること、②特に社会的に弱い立場にある人々は複合的に悩みを抱える傾向にあり、立場が弱いほど行政サービスに対し不信感を増幅させる傾向にあること、③調査対象者の年齢が上がるにつれて、当人のみでなく、家族の生活を含めた多様な観点からの諸問題が浮上していること、④対応する諸機関の日本人に、彼らのニーズを正確に理解し、適切に対応する能力が十分でないこと等の問題点が判明した。今後の課題として、従来の各種団体による支援内容をより在住外国人のニーズを踏まえた内容に改めるとともに、日本人自身が多文化共生に関する意識を向上させ、彼らの実情を正確に理解し、心理面にも配慮しながら的確に対応していく必要があることが指摘できる。

キーワード：外国人支援、国際交流協会、多文化共生

* 徳島市国際交流協会

** 徳島大学人と地域共創センター

1. はじめに

世界経済のグローバル化とともに、国境を越えた人の移住が頻繁に生じている。我が国における在留外国人数は、近年の外国人をめぐる法改正の影響を受け、(2012年末以降本稿執筆時点まで)7年連続で右肩上がりに上昇している。法務省統計によれば、2019年6月末における在留外国人は282万9,416人(前年末273万1,093人に比べ、3.6%増加)となっており、すでに日本の総人口の2.24%を占める等、彼らの存在は日本社会で無視できないものとなりつつある¹⁾。

徳島県では、上記統計によれば、2019年6月末時点での在住外国人数は6,232人(前年同期6,073人)であり、アジア地域出身者が9割を占める。また、同年同期時点では、国別では中国が最も多く、ベトナム、フィリピンが続き、在留資格別では、「技能実習」2,916人、「永住者」1,291人、「留学」437人、「日本人の配偶者等」310人等となっている²⁾。

在住外国人への施策として、徳島県では2008年に「とくしまフレンドシップ推進指針」がまとめられた。同指針によれば、県では「日常生活でも国際化の進展が実感されるようになる一方、言語、習慣、制度、文化等の違いから、住居、労働、福祉、教育等の様々な分野で課題も多く顕在化しており、外国人を観光客や一時滞在者としてではなく、地域住民として認める視点が求められている³⁾」という。

指針発行以降、県民主体の国際交流活動は確かに活発化し、絶えず国際交流イベントが開かれている。徳島県の場合、県及び県内各市町等にある国際交流協会やNPO・NGOの団体、個人的集まりのボランティア団体がそれぞれ独自に県内の在住外国人を支援している。一般的な活動内容として、例えば、各国の留学生による自国の料理教室、外国人による文化・習慣の違いを紹介するイベント開催の他、近年では、外国人向けの防災に関する意識啓発事業や日本語教室等が挙げられる。しかしながら、一口に在住外国人といっても、滞在期間、職種、年代、経済的状況や日本にきた経緯等によりさまざまに異なるニーズがあり、上記団体による既存の外国人支援が彼らの生活実態に沿うものであるかは十分に検討されていない。そこで本稿は、日本人によって行われている生活支援活動に着目し、先行研究の概況及び徳島県内外の主要な実践例を踏まえた上で、2016年に行った徳島県内在住の外国人に対する聞き取り調査をもとに、彼らが指摘する現状の外国人支援の問題点と課題を明らかにすることを目的とする。

2. 先行研究の概況と徳島県内外における生活に係る外国人支援の実践例

1) 先行研究の概況

我が国の在住外国人への生活に係る支援は、外国人の増加とともに官民及びその中間支援組織等による働きかけを通じて近年増加する傾向にあり、実践面では少なくない取組が全国各地で見られる。しかしながら、筆者管見の限りにおいては、(本稿執筆の2019年時点では)学術論文として取りまとめたものはそれほど多くは存在していない。

近年発表されている論稿を地理的観点から概括すると、在住外国人に対して古くから充実した支援事業が官民及びその中間支援組織等により提供され、層の厚い支援体制が整備される傾向にある

首都圏、中部地方、関西地方等の三大都市圏における先進的取組を扱ったものが多くを占めることが見て取れる。首都圏では、住民の居住圏と生活圏が一致しない都市部の実情を踏まえ、行政区を超えた連携・協働に基づくより広域的な支援が行われている。代表的な論稿としては、例えば東京都の外国人相談において「行政区を超えた連携・協働」を通じた「東京外国人支援ネットワーク」を扱った論稿⁴⁾や、東京都町田市及び神奈川県相模原市において、「行政区を超えた自治体と市民活動の『連携』と『広域協働』のあり方」を扱った論稿⁵⁾がある。歴史的にも、アジア地域を中心とした国々との交流が古くから存在し、きめ細やかな支援が行われる傾向にある関西地方では、国際化する地域社会の現状と課題を踏まえつつ、在住外国人コミュニティの抱える問題とその支援方法として、「コミュニティ・エンパワメントのための参加型リサーチの可能性」を追究した論稿⁶⁾がある。さらに、南米出身の日系人の多い中部地方では、地域社会政策の観点から外国人労働者の定住化と「多文化共生」の推進を扱った論稿⁷⁾や、「愛知県豊田市における外国人との共生におけるNPOの役割と支援方法」について扱った論稿⁸⁾がある。この他、全国的な動向を扱った研究としては、「全国の滞日外国人支援団体・国際交流協会・自治体の相談担当者及び代表者に郵送によるアンケート調査」を実施し、大規模な量的調査の結果をもとに、「滞日外国人が抱える生活課題とニーズを分析」した研究⁹⁾が存在する。

以上にみられるような都市部の研究者による先進的事例が報告される一方、本研究で取り上げるような地方都市における外国人支援の特徴とニーズについてはまだ十分に論究されていない。とはいえ、山形・福島県等の「外国人散在地域」に特有の問題に触れながら、「外国につながる子どもの教育支援の連携・協働」を論じた研究¹⁰⁾では、地方都市では外国人支援が「人に依存した」支援体制になりがちであるため、異なる支援団体による協議を通じた連携体制の構築と継続した支援の重要性が指摘されており、本稿で扱う徳島県の事例にも共通する視点がみられる。

徳島県内の動向として発表されている論稿には、鳴門国際交流協会日本語教室の事例を通じ、「地域日本語教室における外国人支援者の役割」に注目した論稿¹¹⁾や、「県内で暮らす外国人日本語学習者への日本語教育事業」を扱った論稿¹²⁾がある。しかしながら、徳島県内の動向を扱った学術論文には、言語以外の面における外国人支援に関する論稿は（本稿執筆時点では）十分には存在していない。

2) 徳島県内外における生活支援に係る外国人支援の実践例

a. 徳島県外における生活支援に係る外国人支援の実践例

徳島県外の在住外国人に対する支援団体として、例えば岐阜県美濃加茂市国際交流協会では、不要になった制服・ランドセル等を、季節や男女を問わず寄贈依頼をしている他、外国人児童に対する進学指導や保護者への就学情報の提供も実施している¹³⁾。滋賀県国際交流協会と同県内各自治体の国際交流協会をはじめとする関係団体から構成される多文化共生支援センターでは、募金受付や、一般的食料品、乳幼児用粉ミルク、紙おむつの寄贈による外国人支援をホームページで呼びか

けている¹⁴⁾。また、外国人を中心とした失職者や生活困窮者の生活支援のために、地域の諸団体や関係支援機関・個人等により設立された長野県の上伊那医療生協 SOS ネットワークでも、生活物資と食糧の支援の他、相談会や健康チェック等も行われている¹⁵⁾。同ネットワークでは、支援する物資は持ち寄りの日用品・食糧が主であるために、外国人が同協会に出向いた際や、特定の日(相談会、健康チェック、年末物資配給会等)に配布している¹⁶⁾。

以上の他、社会保険労務士、行政書士、学校関係者による相談会実施(岐阜県国際交流センター)の事例¹⁷⁾や、仕事、すまい、教育、年金などの悩みごとに関する専用の相談窓口設置(神奈川県)の事例¹⁸⁾がみられる。また、埼玉県国際交流協会には、外国人総合相談センター埼玉が設置され、多言語及びやさしい日本語による相談と情報提供が行われる他、生活全般に関する相談、労働相談、入国・在留手続きに関する入管相談、法律相談、福祉相談等が行われている¹⁹⁾。

b. 徳島県内の在住外国人に対する生活支援活動の事例

<県レベルでの外国人への生活支援活動>

徳島県において、県レベルでの外国人への支援活動を統括しているのは徳島県国際交流協会(Tokushima Prefectural International Association, 以下 TOPIA)である。TOPIA は、1990年6月に創設されて以降、地域レベルでの国際交流・協力を積極的に推進しており、「在住外国人への支援をはじめ、県民への多文化理解の促進・情報提供、国際交流団体やボランティアへの活動支援」等、県民と外国人による相互理解と住みやすい環境づくりに貢献している²⁰⁾。特に外国人の生活に関する支援活動としては、多言語相談員による支援があり、外国語による相談対応としては、英語・中国語の他、2019年4月以降はベトナム語による人員も配置された²¹⁾。

この他、県下では、2019年時点で76団体が国際交流団体として TOPIA に登録している²²⁾。生活支援に関する団体による活動事例としては次のようなものがある。例えば、「英語の勉強のもとに〔原文ママ〕行い、国際人を目指す」「異分野のメンバーとの交流を通じ、積極的に初志貫徹を目指す」「徳島・日本を知り、外国人に紹介する」ことを目的に活動する ESS「オーム会」においては、毎年ガレージセールを行い、収益金を海外歳末助け合いに寄付している²³⁾。また、女性の地位向上のために共に働く事業経営者や専門職の人々による国際的な奉仕団体であるゾンタクラブの徳島県内の拠点となる徳島ゾンタクラブでは、アジアからの女子留学生への奨学金給付事業もある²⁴⁾。この他、印刷物による生活支援情報として、国際交流 HIROBA より1989年から『徳島生活ガイドブック』(英語・日本語版)²⁵⁾が提供されていたが、2008年を最後に現在は発行されておらず、現在は電子媒体での情報提供に移行している。

以上の他、徳島県より委託を受けた徳島県労働者福祉協議会は、地方創生先行型事業として、在住外国人に対して日本語・日本文化・教育制度等を学ぶ生活支援から就労支援まで多岐にわたる支援を実施している²⁶⁾。

このように県レベルでは、TOPIA、NPO、NGO等の様々な団体が多岐にわたる外国人への生活

支援を行っている。また、TOPIAに登録されていない事例として、徳島大学の国際課事務局による交換留学生を対象とした自転車の貸し出しと寝具購入の支援がある。

＜市町村レベルでの外国人への生活支援活動：徳島市国際交流協会の場合＞²⁷⁾

徳島市国際交流協会（Tokushima International Association, 以下 TIA）の在住外国人支援は 1985 年に開始され、現在までに 34 年の歴史がある。TIA は在住外国人支援活動の一つとして、物資の貸し出しを行っている。この活動は、徳島市内の大学（徳島大学、四国大学、徳島文理大学）に籍を置く留学生や TIA 会員の紹介による生活に困窮する在住外国人に対して生活用品を貸し出すシステムをとっており、物資は県内住民の寄贈に依存している。

この他、TIA では生活相談にも対応しており、各種申請書類の書き方や自治体の諸制度・就労・環境・医療・司法等、広範囲の問題を扱っている。TIA の場合、相談する本人が事務所へ出向くことが多いが、電話でも日本語・英語で対応している。TIA は相談内容に応じて、ボランティアとしてその他機関に所属する専門家等の協力者を探して打診しているが、近年相談内容が複雑になり²⁸⁾、また日本語・英語のみによる支援では対応が十分でなくなってきたことから協力者の確保が困難になりつつある。こうした状況を考慮すると、将来的には TIA 単独での支援活動には限界があり、今後一層増大する多様な外国人の実情を踏まえた新たな支援のあり方を模索しなければならない段階に差し掛かっている。

以上の外国人に対する生活支援に関する概況を踏まえ、本稿では、個別の聴き取り調査を通じ、徳島県内在住外国人の生活実態を検討する。

3. 徳島県在住外国人に対する聴き取り調査の概要

1) 聴き取り調査の方法

本研究の聴き取り調査は、2016 年 5 月～7 月の 3 ヶ月間に、バックグラウンドの異なる徳島県在住の外国出身の居住者 8 人に対して個別に実施し、一部の対象者（表 1 の P, K, T）については 2019 年 8 月～11 月に再度聴き取り調査を実施し、3 年後の生活状況を追加した。聴き取り調査対象者は、TIA 関係者及び知人からの紹介による者や、偶然出会った者から抽出し、あらかじめ用意した質問項目をもとに個別に回答を得た。質問用紙は英語・日本語で用意したが、対象者によっては、以上に加えて重要な用語を彼らの母国語でも補足するようにした。調査は一人につき 1～3 時間を費やし、IC レコーダーで回答を記録した。調査の実施にあたっては、なるべく彼らの本音を聞き出すため、正式な質問に入る前に雑談を取り入れ、そこで得られた情報も本人を多面的に理解するため部分的に参照した。調査の場所は、徳島市内のホテル、調査対象者の居宅、勤務先、徳島大学家族寮、徳島大学国際交流会館等を利用した。

(表1) 聴き取り調査対象者のバックグラウンド (2016年調査時)

| 対象者 | P | K | A | C | H | S | M | T |
|-----------------|--------|---------------|------|-------|------|--------|--------|---------------|
| 年代 | 40代 | 60代 | 30代 | 20代 | 30代 | 20代 | 20代 | 30代 |
| 性別 | 女性 | 女性 | 男性 | 男性 | 男性 | 男性 | 男性 | 男性 |
| 国籍 | 米国 | 日本 (元南米某国) | エジプト | ベトナム | モンゴル | スウェーデン | フィリピン | 韓国 |
| 徳島での滞在期間 | 9年 | 35年 | 7年 | 3年 | 5年 | 8ヶ月 | 3年 | 7年 |
| 調査時点の身分・地位(職業等) | 英会話塾講師 | スペイン語塾講師 | 研究生 | 技能実習生 | 研究生 | 留学生 | 看護師候補生 | 自営業者(韓国料理店経営) |
| 在留資格 | 定住者 | N/A (帰化) | 留学 | 技能実習 | 留学 | 留学 | 特定活動 | 定住者 |

2) 調査対象者のバックグラウンド (表1)

調査対象者のバックグラウンドについては、年代・性別・国籍・徳島での滞在期間・身分及び地位(職業等)・在留資格等を聴取した。対象者の年代は20代3人、30代3人、40代1人、60代1人であり、彼らの国籍は、米国、日本(元南米某国)²⁹⁾、エジプト、ベトナム、モンゴル、スウェーデン、フィリピン、韓国である。性別は、女性2人、男性6人である。徳島での身分・地位(職業等)は語学塾講師2人、研究生2人、留学生1人、技能実習生1人、看護師候補生1人、自営業者1人であり、在留資格別にみると、2016年時点で定住者2人、永住者1人、留学3人、技能実習1人、特定活動1人である。滞在期間は35年が最も長く、8ヶ月が最も短い、この他に9年1人、7年2人、5年1人、3年2人となっている。以下、調査対象者は本人のプライバシー保護のため、表1に示す仮のイニシャルで表記する。

3) 調査の主な質問内容

質問内容は、①徳島に来る前：身分・地位(職業等)と徳島に来た理由、日本語の勉強と日本語能力試験の経験や日本についての知識、②徳島に来た後：生活状況、収入、支援、情報収集のあり方、③将来、④その他に分けて行った(文末に調査票を添付)。

4. 聴き取り調査結果の概要と分析

1) 聴き取り調査結果の概要

① 徳島に来る前 (表2)

調査対象者の徳島に来る前の身分・地位(職業等)は、製剤技師(P)、大学生(音楽専攻)兼夜間中学校非常勤職員(K)、コンピューター関連自営業者(A)、建設会社技師(C)、大学病院医師(H)、大学生(日本語専攻)(S)、看護助手(M)、携帯電話製造会社作業員(T)である。徳島

に来る前の身分・地位（職業等）が徳島での身分・地位（職業等）と関連している者（C, H, S, M）と全く関連していない者（P, K, A, T）がいる。また、学生のSを除いて7人が定職に就いていた。

徳島に来ることになった理由としては、PとKはパートナーが徳島県出身であったことからであり、AとHは大学での博士号取得、Cは技能実習生としての就労、Mは看護師候補生としての研修及び就労、Sは大学での単位取得、Tは母親が先に徳島に来て韓国料理店を経営しており、母親の勤めで徳島に来たという。

日本語の勉強期間は、Pが5年、Cが4か月、Sが2年となっており、Cのみが会社に配属される前に日本語能力試験を受験している。

日本に関する情報の入手については、徳島に来る以前より、8人全員が日本について一定の情報を得ていた。Pは米国の大学在学中に日本人留学生から日本の情報を得ており、KとSは日本の漫画に興味があって来日した。特にKは、南米の実家が日本大使館の近くでレストランを経営しており、日本の商社等も近くにあったため、その関係者から日本についての情報を得ていた。徳島大学における海外大学との連携協定の制度を利用して来日したのはHとSである。Aの場合は、徳島大学に義兄が最初に留学して卒業後、義兄が自分の妹、A及びAの妹に日本の情報を伝え、徳島は治安がよいという理由で徳島大学留学を勧めた。2016年の調査時点では、Aと彼の妹が各自の家族ともども徳島大学家族寮で生活していた。Cは独立行政法人・国際協力機構によるシニア・ボランティア制度を利用してベトナムに滞在していた日本人から、日本での仕事や日本語教育等の全般的な情報を得て、その後経済連携協定を通して来日した。Mは公益社団法人国際公益事業団より情報を得て、看護師候補生として来日した。Tは先に来日していた母親から情報を得ていたという。

(表2) 徳島に来る前

| 対象者 | P | K | A | C | H | S | M | T |
|----------------|----------------|--------------|------------|---------------------|--------------------|--------------------|------------------|-------------|
| 徳島に来る前の身分/職業 | 製剤技師 | 大学生兼中学校非常勤職員 | コンピューター自営業 | 建設会社技師 | 大学病院医師 | 大学生 | 看護助手 | 携帯電話製造会社作業員 |
| 徳島に来た理由 | 結婚と子の認知, 就労 | 結婚 | 博士号取得 | 技能実習生としての就労 | 博士号取得 | 日本語の単位取得 | 看護師候補生としての研修及び就労 | 韓国料理店経営 |
| 日本語の勉強 | 5年 | なし | なし | 4か月(試験受験経験あり) | なし | 2年 | なし | なし |
| 日本についての主な情報入手先 | 米国で日本人の留学生を通して | 南米の商社社員から | 義兄から | JICA シニア・ボランティアを通して | 徳島大学と連携協定のある大学を通して | 徳島大学と連携協定のある大学を通して | 公益社団法人国際厚生事業団から | 母親から |

② 徳島にきた後（表 3）

P は米国の大学で日本文化と日本語を勉強した後、名古屋郊外にある大学に留学し、1年間日本語を勉強して、米国に帰国した。その後、日本人男性と出会い、同棲している間に米国で女兒が生まれたので、再び来日し、男性の故郷である徳島に住むようになった。徳島では、結婚手続きを経て、「日本人の配偶者等」としての在留資格を得た後、子どもの認知を行った。P は当初、子どもと父親がコミュニケーションをとることを希望していたが、父親とは到着後にすぐに行った離婚手続き後は会っていない。現在は定住者として就労しながら、シングルマザーとして女兒（7歳）を育てている³⁰⁾。

K の場合は、日本人の夫が30歳のときから腎臓透析を受けるようになって仕事を辞め、現在は糖尿病も治療中であるため、夫の年金と自身の収入で生計を立てている。子どもは1人おり、結婚して近くに住んでいる。

A は調査時点において、すでに徳島大学で情報処理学の博士号を取得していた。A は博士号取得時に日本企業に就職を希望していたが、本人の日本語能力不足により断念し、エジプトへ帰国して仕事を探す予定で、調査時は一時的に地域社会学を研究していた。A は子ども3人（11歳、5歳、0歳）を育てながら留学生活を送っており、妻は徳島大学で日本語を勉強中であるが、子ども・配偶者ともにまだ日本語が十分話せないことから、対外的には英語でコミュニケーションをとらざるを得ず、言語の障壁に直面している。A 一家はイスラム教徒であり、子どもは宗教上の理由により学校給食を取ることができないため、弁当を持参していた。家族はA以外に日本語での日常会話が十分でないため、A はアルバイト、研究、家族の世話に至るまで、外部（教育機関や医療機関等）との折衝を一人でする必要があり、負担がのしかかっている。

同じ研究生でもHの場合は、徳島大学において放射線医療で博士号を取得し、聴き取り調査当時、同研究室でポスト・ドクターとして研究を続けていた。Hの妻も、徳島大学歯学部博士課程に在籍していた。Hの子どもは2人（7歳、3歳）おり、日本人の友人も多く、徳島での生活は上手くいっている。

C, M, T, S の4人は、2016年時点での調査時は独身であった³¹⁾。徳島での生活は、Cの場合、日本人15人とベトナム人3人がいる電気工事と建設業を営む会社に勤務している。会社のベトナム人同士は協力し合い、日本人の同僚も親切に外国人に接してくれているという。Mは看護師候補生であり、2017年2月に国家試験を控えているため、日本語と専門分野の勉強で忙しくしていた。Mが来日した制度では、教科書が無料で配布され、試験用の専門講座を大阪で学ぶことができる。徳島の病院には、Mの他に、ベトナム人、インドネシア人等の候補生が10人ほどいるが、勤務時間はしっかりと守られ、受験勉強をするように促されていた。Tは韓国料理店を母とともに経営している。Sの場合、徳島大学と連携協定のある大学からの留学であり、大学では日本語を主に学んでいる。

収入に関する質問に対しては、次のような回答を得た。Pは離婚した日本人の元夫に収入がない

ため、養育費は請求できず、行政からの子ども手当と P の英会話講師収入により生計を立てていた。P によれば、贅沢をしなければ物価の安い徳島では生活できるが、徳島は公共交通機関の便が悪いため、車の購入及び維持費が余分な出費になっているとのことであった。K の収入源はスペイン語講師の収入と夫の年金である。A の生活は、A のアルバイトと時々親からの仕送りで賄われており、住居が徳島大学の家族寮なので、家賃が安く助かっているとのことであった。M は病院から給料が支払われ、食事もある寮で三食提供されており、勉強で忙しくお金を使わないので貯金もできているとのことだった。T の場合は、飲食店経営による収益で生計を立てている。C は会社からの給料のみで、生活は会社の寮に入って食事は自炊している。H は生活と学費をモンゴルの教育省からの教育ローンで賄い、ポスト・ドクターになってからは、徳島のロータリー・クラブより 1 年間で月 14 万円の奨学金を受ける他、時々妻の実家からの仕送りがあるということであった。S は留学生（日本語専攻）であるが、スウェーデン政府から最多年数 5 年間、日本円にして月 4 万 5 千円の援助を受けているため、留学生活はその奨学金と自分の貯金で賄われている。留学の在留資格で滞在している 3 人のうち、奨学金受給者は H と S のみであり、A は私費留学であった。

日本人による生活支援の利用に関しては、特に物資については A が TIA より寝具の貸し出しを、S が徳島大学の留学生課で自転車の貸し出しや寝具入手の際に支援を受けていた。他の 6 人は物資貸出等の生活支援は受けていない。

徳島での生活については、8 人全員の意見を総合すると、「治安がよく、人は親切で、物価が安い」と高評価である。生活支援として、物資の貸し出しについては A と S 以外は利用していない。

各種の情報は全員がインターネットや職場を通じて得ていたが、このうち滞在期間の長い K は、

(表 3) 徳島に来た後

| 対象者 | P | K | A | C | H | S | M | T |
|-----------------|-------------------------------|--------------------|------------------------|--------------|------------------------|----------------|--------------|--------------|
| 生活状況、収入、奨学金 | 母子家庭、子ども 1 人、児童手当と英会話講師としての収入 | 夫の年金とスペイン語講師としての収入 | 子ども 3 人、アルバイトと実家からの仕送り | 会社の寮、会社からの給料 | 民間アパート、ロータリー・クラブからの奨学金 | スウェーデン政府の学生支援金 | 病院の寮、病院からの給料 | 韓国料理店経営による収益 |
| 徳島での生活 | 物価が安い | 家賃が安い | 物価が安い、大学の寮生活 | 物価が安い | 物価が安く、人が親切 | 家賃、物価が安い | 人が親切で時間を守る | 人が親切 |
| 生活支援 | なし | なし | TIA より寝具の貸し出し | なし | なし | 徳島大学より自転車の貸し出し | なし | なし |
| 主な情報の入手先 | 自分で | TOPIA | 訪問先の教職員から | 会社と友人から | 友人と研究室から | 大学から | 病院から | インターネットから |
| (日本人から) 入手したい情報 | なし | なし | なし | なし | なし | 日本での就職情報 | なし | 店の宣伝方法 |

TOPIAでも情報を得るようにしていた。AはTOPIAからの依頼で県内小・中学校にエジプトの話をするため訪問した際、訪問先の教職員からも情報を得るようにしていた。また、「(日本人から)どのような情報が必要か」の問いに対して、Sは大学卒業後の日本における就職情報、Tは韓国料理店を効果的に宣伝する方法に関する情報を挙げたが、他の6人は必要な情報は自分で入手できると答えた。

③ 将来

Pによれば、将来については、子どもが二重国籍のため、子どもの都合に合わせて決めることにしている。Kはすでに帰化しており、このまま徳島で余生を過ごす予定であるが、夫が亡くなった場合の自身の身の上を案じていた。Aはエジプトの政情が不安なため、可能であれば徳島での就労を希望していたが、日本語能力の不足により断念し、徳島大学での研究にもとづきエジプトの大学で教鞭をとることを希望している。研究生Hの場合は、日本政府とモンゴル政府の共同出資により完成した国立病院に就労が決まっているため、聴き取り調査後の2017年3月に帰国した。Hの不安は、子どもたちがモンゴルで帰国子女になった後、無事に母国に溶け込めるかということであった。Cの場合、今後5年間は継続して働き、その後ベトナムの日系企業に就職し、結婚した後に再来日を考えている。Sはビザが2016年12月までであるが、スウェーデンの大学における新学期が9月に開始されるので、同年8月に帰国するとのことであった。Sによると、学士号取得後、修士課程に進学する可能性も考えているが、同時に日本語能力試験を受けて日系企業で働くか、さもないければ、アニメやゲームの翻訳の仕事も考慮中であるという。Mは看護師の国家試験に合格したら勤務地を選択できることや、合格後は日本人と対等に給料が支給されることから日本で働き続ける意志を示し、特に大阪で働きたいと回答した。Tは郊外にある現在の北島町の店舗を本店として、徳島市内でもチェーン店を増やしたいとのことであった。

④ その他

その他のコメントとしては、主にP、K、Cから次のような発言がみられた。

Pによれば、本人が結婚手続きと子どもの認知のため、当時のパートナーであった男性と市役所に出向いた際、担当した市の職員は、国際結婚の前に子どもが生まれ、認知手続きをする段取りが分かっていないように窺われ、差し出された書類も適切でなかったと不満を述べた。また、Pによると、国民健康保険料は前年の所得に対して納める金額が決まるため、母子家庭には負担が大きく、支払えない年度があるが、その場合、子どもが病気になっても病院に行くことを断念せざるを得なくなり、病状が悪化することもあるという。

南米から来たKは、英語が話せないことから人種差別にあっており、「徳島にはまだ“英語”や“白人”を崇拜する意識が残っている」と指摘した。また、Kによれば、外国人は徳島での在住が長くなると近所付き合いのトラブルや言葉の壁等によりストレスが生じ、自分の子どもを虐待する

ケースがあるという。こうした事態を防ぐため、Kは自身がボランティアで「外国人の子育て支援」を友人と行っている³²⁾。Kによれば、こうした状況に外国人が陥った場合、彼らを訪問して話を聞く等、国際交流協会も何らかの支援をすべきではないかとの発言もみられた。

技能実習生のCは、現在働いている建設会社で朝から夕方遅くまで日本人と同じ時間帯、内容の仕事をして賃金格差が著しいと不満を述べた³³⁾。

5. 聴き取り調査の結果分析

聴き取り調査の結果を分析した結果、取り上げた県内在住外国人が必要とする支援の内容は広範囲に及び、その中には彼らが内包する多くの諸問題が潜んでいることが判明した。その主な特徴を大別すると次のようになる。

第1に、外国人が必要とする支援内容は多岐にわたるが、日本人による支援内容は彼らのニーズに完全に沿うものではないため、彼らは親族や同国人同士等の限られたネットワークのみで諸問題を解決しようとする傾向にあることが挙げられる。例えばKは、「誰にも相談をしないし、相談窓口にも行かないで、一人で悩んでいる外国人に対する国際交流協会の対応は十分ではない」と指摘した。本来、国際交流協会やその他の支援団体は在住外国人にとって身近な存在となるべきはずであるが、聴き取り調査では、「支援はいらない」「情報は自分で探す」といった意見が大半であった。この理由として、調査への回答に述べられたような、母子家庭、異国での老後、自分の子どもへの虐待、人種差別、宗教への理解の不十分さ、学校での受け入れ態勢の未整備、求人票と労働条件の食い違い、徳島での就労や起業に関する情報の不足等、外国人の抱える多岐にわたる問題に、日本人が中心となって支援する組織が十分に対応しきれておらず、彼らの信頼を得ていない現状が指摘できよう。政府は、2019年4月の改正入管法施行に先立ち、20億円の予算をあて、全国100カ所に自治体と入管の一元的窓口「多文化共生総合相談ワンストップセンター」を設置することを2018年12月に提言し、徳島県でも「とくしま国際戦略センター相談窓口」が2019年10月より開設された。しかしながら、本調査結果によれば、こうした窓口の設置以前に、日本人の支援機関と外国人との間の信頼関係を築く努力を同時にしていかなければ、その役割が形骸化する恐れもある³⁴⁾。

第2に、特に母子家庭や高齢者、疾病者等、社会的に弱い立場にある人々には、表面的な問題の解決を示唆するような事務的対応しか得られない場合、行政への不信感を募らせる傾向にあることが挙げられる。例えば、Pの指摘にあったように、行政窓口で彼らのニーズを正しく把握できていないと、彼らの不信感はすぐに増幅される。また、様々な理由から行政サービスを頻繁に利用せざるを得ない人ほど生活に困窮している場合も少なくない。加えて、希望する外国人に対し、国際交流協会が家庭訪問を実施してはどうかといった提案がKよりみられたが、この場合、国際交流協会が単独で行う方法と、既存の民生委員による訪問を活かす方法が考えられる。仮に実施するとするならば、後者の場合、民生委員にも言語能力や多文化共生への理解が求められるため、地域にあ

る国際交流協会や各種支援団体と福祉行政が連携して対応していくといったことも必要になってくるだろう。いずれにせよ、上記のコメントがみられた2人は、外国出身という以外にも、高齢者や母子家庭等、社会的にさらに弱い立場に置かれているため、適切な対応には個々の状況に応じた一層の心理的配慮が求められる。

第3に、調査対象者の年齢が上がるにつれて、本人だけでなく、家族の生活を含めた多様な観点からの諸問題が浮上していることが挙げられる。例えばAの場合、子どもがイスラム教で禁じている食材を使った小学校の給食をとることができず、弁当を持参させているが、学校で理解が得られないままであるとの指摘があった³⁵⁾。このような状況は子どもを給食の時間ごとに孤立させることにもつながり、家族には心労と経済的負担が生じる。またKは、外国人はストレスがたまると児童虐待をしやすくなるとも指摘していた。こうした当事者の家族をめぐる諸問題は、今後家族を帯同して来日する外国人が増えるにつれ、増大していくことが懸念される。当事者でなく家族の問題は、対象者からの声が直接届きにくいために表面化しにくいのが、支援する側は当事者の家族それぞれの置かれた状況も視野に入れ、各自に求められる支援を同時に考慮していく必要がある。さらに、これらを実現していくには、家族一人ひとりに対応する医療機関や教育機関の職員といった日本人に対しても、多文化共生に関する正確な知識と適切な対応に関する意識啓発をしていかねばならない。

第4に、以上の問題すべてに関わることであるが、対応する諸機関の日本人に、外国人のニーズを正確に理解し、適切に対応する能力が十分でないこと等が挙げられる。端的に言えば、国際交流協会等、既存の支援団体による支援は外国人のニーズに完全には符合していないということである。従前より、国際交流協会は、主に短期在住外国人に対して国際理解と国際交流を目的として、料理教室、民族衣装紹介、国々のお祭りといった3F (Food, Fashion, Festival) 行事³⁶⁾を中心に提供しており、外国人と日本人の相互理解のシンボリックな存在として活動してきた。しかしながら、これらは滞在期間が中長期にわたり、生活上の諸問題を抱え、自身の内面と葛藤している外国人に通用するものではなく、ある程度日本社会が理解できている彼らに3Fの必要はない。もし、中長期の滞在者を視野に入れて支援を考え直すとすれば、彼らの悩みを日本人と共有できるような機会を他機関との連携を視野に入れつつ事業内容に取り込む必要がある。また、現状においてTIA等が実施している物資の貸し出しについても、聴き取り調査では、TIAからAの寝具と徳島大学国際課からSの自転車を除いて、残り6人は支援を必要としていなかった。こうした現状を鑑みれば、日本人側の考えで始められた学生を対象としたTIAの物資貸し出し支援は、短期留学生のS、収入が十分でない私費留学であるAのような研究生には、まだ必要な支援であると思われるが、Mのような研究生(奨学金があり、中期在住者)には必要とされていない。一方、学生以外の在住外国人や就労者には物資の支援の必要性が高まっており、今後は近年の国内情勢全般を見据えた上で、対応を見直していく必要がある³⁷⁾。

以上を踏まえ、今後の課題として次のことが指摘できよう。第一に、従来の各種外国人支援団体

による支援内容を改め、より在住外国人のニーズを踏まえた内容に改める必要があることが挙げられる。その際、外国人のニーズを正確に把握するためには、表面的かつ事務的な対応に終始するのではなく、彼らと対等な立場で向き合い、（特に社会的に弱い立場にある人々に対しては）個々の実情に心理的に寄り添う姿勢を持つことが肝要である。また、滞在初期に日本人と関わるきっかけを持つには3Fにも一定の意義がないわけではないが、滞在が長期化しても、彼らが生活の中で日本人と自然に交流できるような機会を多く持たせる中で、日本社会に親しみをもち、日本人と恒常的に信頼関係を築けるような環境を醸成していく一層の工夫も求められるであろう。第二に、以上の支援団体に限らず、外国人と接する様々な立場に置かれている日本人自身が、外国人の実情を正確に理解し、適切に対応していくために、日本人に向けた多文化共生に関する意識向上のための機会を設けることも求められよう。

6. おわりに

近年の在住外国人増加に伴い、徳島県は彼らを住民として認める視点を重視し、県及び各地町村レベルにある国際交流協会やNPO・NGO等の団体によって、日本語習得支援、生活支援、防災に関する知識普及等、多岐にわたる取組を推進してきた。本稿では、こうした外国人支援の現状と課題について、異なる経歴を持つ徳島県在住の外国人に対して実施した個別の聴き取り調査を通じて考察した。

調査の結果、現状における外国人支援の主な問題点として、第1に、外国人の抱える問題は多岐に渡るが、日本人による支援サービスは、完全には彼らの実情に沿うものではないため、彼らは自らの限られたネットワークのみで諸問題を解決しようとする傾向にあること、第2に、特に社会的に弱い立場にある人々は複合的に悩みを抱える傾向にあるが、それらに応えるには行政による表面的かつ事務的な対応だけでは十分でなく、彼らは不信感を増幅させる傾向にあること、第3に、調査対象者の年齢が上がるにつれて、本人だけでなく、家族の生活を含めた多様な観点から諸問題が浮上していること、第4に、対応する諸機関の日本人に、彼らのニーズを正確に理解し、適切に対応する能力が十分でないこと等が判明した。

今後の課題として、従来の各種団体による支援内容をより在住外国人のニーズを踏まえた内容に改めるとともに、表面的な対応に終始するのではなく（特に社会的に弱い人々に対しては）彼らの実情に寄り添った心理的援助が肝要であることや、日本人自身が多文化共生に関する意識を向上させ、彼らの実情を正確に理解し、適切に対応していくことが指摘できる。

本稿で十分考察できなかった点として、①（個別の聴き取り調査により丁寧な分析する質的調査の手法をとったため）対象者が非常に限定されており、県内在住の外国人全体の概況をとらえたものにはなり得なかったこと、②多様な対象者の実態を精緻に把握しようと努めたことにより、テーマが散逸し、焦点が特定できなかったこと、③短期間の調査であったため、対象者一人ひとりの人生を包括的にとらえた上で、現状の徳島における生活を位置づけるまでには至っていないこと、

④（家族を帯同している対象者が指摘した）当人の配偶者・子どもをめぐる諸問題や当人の将来に関する諸問題（異国で老いることにまつわる不安や恐怖等）については、深く追究するには至らなかったこと、⑤調査対象者の意見を参考に徳島の内包する土地としての魅力を分析し、今後も外国人が定住し続けるために何が求められるのかを多様な角度から精緻に分析すること、⑥外国人労働者の労働環境改善に係る問題との関連性を追究すること、⑦地方都市特有の外国人支援における問題点と課題を析出し、関係者と共有していく方途を検討していくこと等が挙げられる。以上は、今後見込まれる新たな情勢も踏まえ、別稿に譲りたい。

徳島県では今日、全国に先駆けて少子高齢化が一層深刻化しており、県下自治体の存続・発展のためにも外国人労働者の受け入れ拡大は不可避な状況となっている。こうした中、徳島県においては、2019年4月以降の改正入国管理法施行後に増加しつつある新たなタイプの在住外国人を視野に入れながら、より多くの関係団体の協力の下で多様な文化的背景を持つ者同士が相互理解を深めながら共生していく社会を実現していく必要性に迫られている。様々な外国人を受け入れる県下の関係者は、在住外国人を従来のような支援の対象とするだけでなく、今後の各自治体の再生や世界との懸け橋として効果的に活用する方途も含め、彼らと向き合う姿勢を今一度多面的に問い質す正念場を迎えていると言えるかもしれない。

謝 辞

本研究にご協力くださった調査対象者及び関係者各位に深く感謝申し上げます。

注

- 1) 法務省（2019）「令和元年6月末現在における在留外国人数について」
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00083.html（2019.10.16 閲覧）
- 2) 但し、外国人労働者に限ってみると、2019年10月時点において、ベトナム人が中国人を抜き、最多となった。「徳島県内の外国人労働者最多4946人 ベトナム人初のトップ」『徳島新聞』（2020.2.19）他
- 3) 徳島県（2008）「とくしまフレンドシップ推進指針」, 1（2016.2.12. 閲覧）
<http://www.preftokushima.jp/docs2008040200044/files/shishin.pdf>
- 4) 杉澤経子（2008）「第4章 外国人相談における行政区を超えた連携・協働 第1節「東京外国人支援ネットワーク」の事例から（論考「越境する市民活動—行政区を超えた連携を探る—）」東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター『シリーズ多言語・多文化協働実践研究』3, 20-22
- 5) 武田里子（2008）「第3章 外国人支援を担う中間支援組織の現状と課題」（論考「越境する市民活動—行政区を超えた連携を探る—」），東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター，同上，14-19

- 6) 武田 丈 (2004) 「コミュニティ・エンパワーメントのための参加型サーチの可能性：滞日外国人コミュニティの抱える問題とその支援方法」『関西学院社会学部紀要』96, 223-234
- 7) 小林甲一 (2010) 「外国人労働者の定住化と「多文化共生」の推進：地域社会政策の視点から」『名古屋学院大学論集 社会科学篇』46 (4), 1-15
- 8) 都築くるみ (2001) 「外国人との『共生』とNPO—愛知県豊田市H団地を取り巻くNPOの現状と課題—」愛知学泉大学コミュニティ政策部『コミュニティ政策研究』3, 61-79
- 9) 木村志保, 寶田玲子, 柿木志津江 (2017) 「滞日外国人が抱える生活課題とニーズの分析の試み—滞日外国人支援団体・機関を対象としたアンケート調査より—」関西福祉大学『総合福祉科学研究』8, 7-15
- 10) 土屋千尋, 内海由美子, 中川祐治, 関裕子 (2014) 「外国人散在地域における外国につながる子どもの教育支援の連携・協働—山形・福島を事例として—」『帝京大学教育学部紀要』2, 147-155
- 11) 永田良太, 山本眞理子 (2012) 「地域日本語教室における外国人支援の役割—鳴門国際交流協会日本語教室の場合—」『鳴門教育大学研究紀要』27, 225-231
- 12) 尾場 森, 大道真紀, 田中大輝 (2017) 「徳島で暮らす外国人学習者への授業実践—生活・文化に親しむために—」『鳴門教育大学授業実践研究—学部・大学院の授業改善をめざして—』16, 39-48
- 13) 美濃加茂市国際交流協会ホームページ <http://www.miea-jp.com/> (2019.12.4 閲覧)
- 14) 滋賀県多文化共生支援センター <http://ships-kusatsu.com/> (2019.12.6 閲覧)
- 15) SOS ネットワーク上伊那ホームページ <http://seikatsusokoage.web.fc2.com/sosnet-kamiina/sosnet-kamiina.html> (2019.12.4 閲覧) 及び同ネットワーク事務局担当者への電話での照会 (2019.12.4) による。
- 16) 上記ネットワーク事務局担当者への電話での照会 (2019.12.4) による。
- 17) 岐阜県国際交流センター (2015) 『国際交流・多文化共生情報誌 世界はひとつ』133, 8
- 18) 神奈川県ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/cnt/f3530/> (2019.12.14 閲覧)
- 19) 埼玉県国際交流協会ホームページ <http://sia1.jp/foreign/advice/> (2019.12.6 閲覧)
- 20) 徳島県国際交流協会ホームページ a <https://www.topia.ne.jp/topia/> (2019.12.14 閲覧)
- 21) 徳島県国際交流協会ホームページ b <https://www.topia.ne.jp/docs/2013031800011/> (2019.12.14 閲覧)
- 22) 徳島県国際交流協会ホームページ c 「県内国際交流協会一覧」
<https://www.topia.ne.jp/docs/2014021400037/> (2019.12.14 閲覧)
- 23) 同上
- 24) 例えば、以下のような形で奨学生が募集されている。徳島大学国際センターホームページ <https://www.isc.tokushima-u.ac.jp/scholarship/7721/> (2019.12.14 閲覧)

- 25) 国際交流懇話会 HIROBA (1989, 1991, 1996, 2001, 2008) 'WELCOME TO TOKUSHIMA—A Guide for Living in Tokushima'
- 26) 徳島県労働者福祉協議会ホームページ <http://www.tokushima-rofuku.net/working/#s3> (2019年12月12日閲覧)
- 27) 徳島市国際交流協会 (1981～2016) 内部資料。
- 28) 相談内容は交通事故が多いが、弁護士を必要とする場合に、ボランティアとしての仕事は敬遠される向きもある。そこで最近の TIA は、事務局で解決できない交通事故や行政書士・司法書士・弁護士に関わる問題について、日本人向けに徳島市役所が提供している 30 分無料の「暮らしの相談」を利用することにより、外国人支援を継続している。
- 29) 南米出身者である K は、2010 年に帰化しており、厳密には外国人ではない。しかし、徳島に長期間外国人として居住してきた中で、K は外国人としての苦悩を多く経験しており、本研究に有益な証言が得られると考えたため、調査対象に含めることとした。また、個人情報保護の観点から、出身国については本人希望により本稿では記載していない。
- 30) P は徳島に到着した 2007 年に、市役所で各種の手続き（外国人登録、婚姻届、子どもの認知届、離婚届提出、子ども手当の申請等）を行った。当時は現在のように外国人の国際交流員による手助けがなかった頃であったため、英語を話さない職員とのやりとりで齟齬が生じることがあり、P は行政の書類の見直しや対応する職員の教育の必要性を指摘した。2019 年 8 月に再調査したところ、P は 3 年前と変わらず生活しており、学校独自の決まりごとについていけない場合があることや、子どもに係る将来の教育費に関する不安を吐露した。
- 31) 2019 年 8 月に T を再調査したところ、当人は日本人と結婚し、在留資格も「日本人の配偶者等」に変更しており、永住権を申請中であった。韓国料理店の経営は、最初の 3 年は不調に終わったが、メニューの改善により軌道に乗るようになったという。
- 32) 2019 年 7 月に K を再調査したところ、当人の身体症状は悪化し、入退院を繰り返すようになり、杖を突いて歩行している。また、2019 年時点では、生活保護を受給し、要介護認定を受け、通院の往復には介護タクシーを利用し、家事は週 2 回介護ヘルパーによる支援を受けている。
- 33) 本聞き取り調査の範囲だけでは、当人の労働環境、労働条件、労使関係等の詳細は正式には判明しない。但し、技能実習生の酷使は全国的に問題となっており、彼らの待遇をめぐって県内の支援団体に寄せられる相談件数も増えていることから、今後も技能実習生をめぐる問題は注視していく必要がある。例えば、法務省の調査では、2009 年から 2019 年までの 8 年間に技能実習生 178 人の中で、過労との関連が疑われる脳、心臓疾患、突然死 41 人 (24%)、実習中の事故 27 人 (16%)、病死 20 人 (11%)、自殺者 14 人 (8%) に上ることが判明している。「外国人実習生死因の 4 分の 1 で過労死疑い、自殺は 1 割弱『環境改善を』」『産経新聞』(2019.3.25)
- <https://special.sankei.com/a/society/article/20190325/0001.html> (2019.11.7 閲覧)
- 34) 「相談窓口 100 カ所に設置へ、外国人労働者受け入れで最終案 政府検討会」『毎日新聞』

(2018.12.20)。近年外国人自身が相談窓口を採用される事例が全国的に多くみられるのは、彼らのニーズを正しく把握し、適切な対応を行う上で理にかなっていると思われる。

35) 2016年の調査時にAが述べた話によれば、当時はエジプト、韓国、中国、インド、インドネシア、バングラデシュといった国籍の子どもたちが近隣の小学校に通っていたという。当初の調査時から時間は経過しているが、Aが学校での多文化共生をめぐる教育のあり方を気にしていたこともあり、筆者は2019年7月にAの子どもが当時通っていた小学校に電話にて本件での事実確認を行い、以下の回答を得た。即ち、「以前は外国籍の子どもたちが数人通っていたが、現在はいない」「彼らがいた時の学校給食では、食べられるものを食べてもらい、必要に応じて家庭でお弁当を持参してもらっていたことはあり、中にはレンジで温めてほしいという要求があったが、学校としてはお断りをした」「宗教行事で学校を休む子どもには、学校として何も言えなかった」「外国人保護者との連絡に苦労し、英語がわかる親に対しては、ボランティアに頼んだが、その他の言語では対応が不可能であった」「子どもの日本語能力に合わせた授業を行った」とのことであった。以上の対応からは、時間制約がある中、間に合わせの対応に終始する傾向や、日本人の子どもを中心に考える姿勢・行動のあり方、教員自身の彼我の文化的相違（宗教、食文化等）への無理解あるいは無関心等の姿勢が窺われた。今後、外国人在住者の増加に伴い、児童の増加も予測されるが、学校側には、一つひとつの発生する問題に真摯に向き合い、日本人・外国人双方にとって望ましい対応を時間をかけて考慮することが求められる。また、この観点からの対応を学校に求めるのであれば、学校の教職員全体に、多文化共生に関する研修の必要性も必要となるであろう。さらには、近年就学不明の外国籍の子どもが増加傾向にあることも視野に入れ、外国人児童の教育機会の保障についても検討が求められる。また、徳島のような地方都市特有の問題として、対象となる外国人児童が継続して存在しない場合、関係者間での適切な対応に向けた検討自体が中断されてしまうことも別途考えていかねばならない。

36) 門 美由紀(2012)「地方自治体による外国人への生活支援提供の課題—社会福祉における分権の視点から—」『社会福祉学評論』11, 42

37) 最近では、学生寮や民間アパートには家具付きのものが多くあり、その上、リサイクルショップで何でも安く揃うようになっていることも、物資貸出ニーズの減少につながっていると思われる。

【付録】

調査対象者への質問項目（調査票）

徳島に来る前

1. あなたはあなたの国でなにをしていましたか。
2. 日常はどのようなでしたか。
3. なぜ徳島に来ようと思ったのですか。

4. 日本語をあなたの国で勉強しましたか。 はい・・・どれぐらいですか。
5. あなたは日本についてなにか知っていましたか。

徳島に来た後

1. どのように徳島では生活していますか。
収入は十分ありますか。
助成金を受けていますか。 はい・・・どんな種類の助成金ですか。
2. 徳島の生活はしやすいですか。
はい・・・生活しやすいのはなぜですか。
いいえ・・・なぜにくいのですか。
3. 日常、あなたはだれか、または何かボランティア・グループの人たちの支援を受けていますか。
はい・・・どのような支援ですか。
いいえ・・・支援はなぜありませんか。
4. あなたは十分適切な生活情報を得ていますか。
はい・・・どのようなところから得ていますか。
いいえ・・・どのような生活情報が必要ですか。

あなたの未来

1. あなたは将来どのようになっていますか。

その他

Abstract

With the growing increase in foreigners in Tokushima Prefecture in Japan, they have recently drawn attention and begun to be treated as “residents”, whereby leading to a variety of supporting activities such as the provision of Japanese language education, livelihood support, and diffusing knowledge of disaster prevention, which are organised by prefectural and local international associations, non-profit organisations, non-governmental organisations, individual volunteers, and so forth. This paper intends to elucidate the current limitations and future challenges in supporting foreign residents in Tokushima, based on individual interviews with eight foreign residents of different backgrounds that were mainly conducted in 2016 and partly followed up in 2019. The results indicate the following. Firstly, although the needs of foreign residents involve diverse topics, the provision of current services provided by Japanese organisations have not fulfilled their various requirements, resulting in the phenomenon in which foreigners tend to solve their own problems by making use of their own networks. Secondly, since socially vulnerable groups of foreign residents, such as those who are from single-parent families or the elderly, tend to be full of woes and multiple types of uncertainty, the more they are in a tenuous position, the more they reinforce a sense of distrust towards public services.

Thirdly, with the advancing years, issues surrounding foreign residents have started to be amplified, involving problems of their family members, in addition to their own. Fourthly, there is a tendency for Japanese workers dealing with issues of foreign residents in public services to be incapable of appropriately picking up on the meaning of questioning by foreign residents. Bearing these in mind, it is suggested that the content of current supporting activities provided by public services, as well as those provided by various voluntary bodies at different levels within Tokushima Prefecture, be altered with deliberate consideration so that it is able to more properly meet the needs of foreign residents. Furthermore, it is indicative that Japanese residents should be more cultivated by improving their awareness of multiculturalism in order to grasp the reality of foreign residents in present Japanese society more correctly while paying scrupulous attention to their mental pressures.